

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

保険医療機関の指定(保険課)

土地改良事業に係る換地計画の認可申請の適否の決定
(農村整備課)

保安林の指定予定(四件)(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(〃)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第九百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による第二福守団地土地区画整理事業(第一工区)施行地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成五年八月二十日現在の地番による。)
西福守町字貝ヶ場	西福守町字貝ヶ場の全域 西福守町字宮地八二六の一から八二六の三まで、八二七の一から八二七の三まで、八二八から八四五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
西福守町字宮地	西福守町字宮地のうち八二六の一から八二六の三まで、八二七の一から八二七の三まで、八二八から八四五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字鴨川	不入岡字鴨川の全域 西福守町字宮地八三一、八三二、八三五から八三七まで、八四一、八四二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第九百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目五二八一	平成五年十一月十五日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一三	平成五年十一月二十日
田中医院	米子市錦町一丁目七六	平成五年十一月二十一日
グッドヒル診療所	鳥取市吉成二丁目一四一二	平成五年十一月二十二日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一二	平成五年十一月二十四日
三宝薬局	鳥取市扇町五七一	平成五年十一月十五日
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一一〇	〃

鳥取県告示第九百二十号

鳥取市が行う土地改良事業に係る吉岡地区（第二工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年十一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字榎谷六五八の一から六五八の三まで、六五九、六六〇、六六一の二から六六一の七まで、六六二から六六八まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町赤松字小松山一六〇三の一、一六〇四の一、字中菅野一六一一、一六一三、字下水瀧一六三四、字鍋山一七〇一の一七から一七〇一の二八まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字水引谷六九八、七〇六の一、字四反畑六三四、六三五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字州ノ谷五三三、五三四
2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字大杉字大谷八〇三の四、八〇三の二七から八〇三の

三七まで、八〇三の四〇から八〇三の四二まで、八〇三の四四から八〇

三の五〇まで、八〇三の五二、八〇三の五六、八〇三の五七、八〇三の

五九から八〇三の六三まで、八〇三の六五から八〇三の七四まで、八〇

三の九〇から八〇三の九七まで、八〇三の一〇〇から八〇三の一〇三ま

で、八〇三の一〇五から八〇三の一四四まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字中山原一四一九の二一、一四一九の五四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町池野字船ヶ谷南平九五二の一、九五二の二、九五二の四、九五二の六、九五二の七、字船ヶ谷西平九五三の一から九五三の七まで、九五三の九、九五三の一一、字蛇谷九五四の一、九五四の二、九五四の四から九五四の七まで、九五四の九、九五四の一一、九五四の一六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字奥ノ谷一〇四八の一・一〇四八の三・一〇四八の七・字山茅谷一〇八一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から第二福守団地土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月一日 鳥取県指令受米土維第七百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原三丁目六一四九

大和ハウス工業株式会社山陰支店

支店長 中島義夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ライオンライオンパルスII	株式会社三共
"	スーパーボーンV	株式会社三洋物産
"	ライオンライオンパルスDI	株式会社大同
"	ビッグファイユース2	株式会社大一商会